

京都市訓令甲第 28 号

市 会 事 務 局

選挙管理委員会事務局

人事委員会事務局

監 査 事 務 局

京都市市会及び行政委員会の事務局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成 22 年 3 月 31 日

京都市長 門 川 大 作

第 1 条中「及び課長」を「，課長等」に改める。

別表庶務担当課の課長の項中「庶務担当課の課長」を「事務局の庶務を担当する課長（課を置かない事務局に置く庶務を担当する課長を含む。）」に改め，同表課長の項中「課長」の右に「（課を置かない事務局に置く庶務を担当する課長を含む。）」を加える。

附 則

この訓令は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(行財政局人事部人事課)